

受付番号：2018-1-973

課題名：入院前の在宅医療の有無からみたがんの病院死症例に関する研究  
～国の DPC データを用いた都道府県別および地域の医療資源別の検討～

### 1. 研究の対象

国（厚生労働省）より提供される DPC に係る集計データ（平成 28 年度退院患者）

### 2. 研究期間

2019 年 4 月（倫理委員会承認後）～2021 年 3 月

### 3. 研究目的

厚生労働省より提供される DPC 集計データを活用し、がんにより病院死した症例を対象として、入院前の在宅医療の有無と入院後の治療内容や入院日数との関わりについて都道府県別の違いを明らかにすること、および入院前の在宅医療がある症例の出現割合に当該地域の在宅医療に係る医療資源がどのように影響しているかを明らかにすることを目的とする。

### 4. 研究方法

目的の達成のため、本研究では厚生労働省から提供される DPC データを活用する。データの対象期間は直近の平成 28 年度データを対象とする。データ抽出は、医療資源を最も投入した傷病名の ICD コードが“C”であり、経路が家庭からの入院であり、退院時転帰が死亡である症例を対象とする。当該症例について、都道府県別および入院前の在宅医療の有無別を分類軸とした集計形式でデータ提供を受ける。変数として添付するデータは、死亡件数、24 時間以内の死亡件数、救急車による搬送件数、入院日数の平均、化学療法の実施件数、延命治療（非開胸的心マッサージおよび救命のための気管内挿管）の実施件数として提供を受ける。

また、提供を受けた DPC データの分析に際し、在宅医療に係る地域資源の多少を確認する観点から、以下の 4 つのデータを地域別変数として国により公開されているデータベースより抽出し、都道府県を単位として連結する。

- 急性期病床の数（都道府県別・人口あたり）
- 在宅療養支援病院の数（都道府県別・人口あたり）

- 在宅療養支援診療所の数（都道府県別・人口あたり）
- 訪問看護実施施設の数（都道府県別・人口あたり）

上記の地域別変数を連結した DPC データベースを構築したのち、都道府県別、入院前の在宅医療有無別に各種データを集計して、以下の資料を作成する。

- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別、死亡割合
- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別死亡症例の 24 時間以内死亡の発生割合
- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別死亡症例の救急車搬入割合
- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別死亡症例の入院～死亡までの平均在院日数
- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別死亡症例の化学療法実施割合
- 都道府県別、入院前の在宅医療有無別死亡症例の延命治療実施割合
- 入院前の在宅医療有り死亡率高低別、各項目の記述統計
- 入院前の在宅医療有り死亡率の高低に影響を与える地域資源

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

- (1) 厚生労働省より提供される DPC 集計データ（平成 28 年度退院患者）
- (2) 対象となる症例：がんにより病院死した症例（詳細の抽出フローは以下のとおり）
  - (ア) 疾患名：がん（国際疾病分類 ICD-10 による疾病コードが C ではじまるもの）
  - (イ) 病期：ステージ 4 または遠隔転移があるもの
  - (ウ) 入院経路：自宅から入院したもの
  - (エ) 退院時転帰：死亡症例
  - (オ) 上記患者のうち、入院前の在宅医療の有無が明らかなもの

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし。

## 7. 研究組織

本学単独研究である。

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究責任者：

東北大学大学院 医学系研究科 公共健康医学講座 医療管理学分野 桜澤邦男

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合